

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	マンション等売却組合の定款又は資金計画の変更の認可		
根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第134条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠:第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令において具体的に規定されているため、審査基準の設定を要しない。 マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第134条第2項の規定において準用する同法第118条第1項(認可の基準等) 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成26年12月24日	審査基準 最終変更年月 日	令和8年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

審査基準

マンションの再生等の円滑化に関する法律(旧法令名:マンションの建替え等の円滑化に関する法律)第118条第1項(認可の基準等)

都道府県知事等は、第百十三条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。
- 二 建物敷地売却決議、建物取壊し敷地売却決議、団地内建物敷地売却決議、敷地売却決議又は一括敷地売却決議(以下「売却決議」と総称する。)が、当該売却決議の要件を満たしてされたものであること。
- 三 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。
- 四 マンション敷地売却又はマンション除却敷地売却を行う場合にあっては、当該マンション敷地売却又は当該マンション除却敷地売却を行うことが、売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること。
- 五 当該マンション等売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
- 六 マンション敷地売却事業に係る売却決議マンション又は売却決議マンション群の全部(認定除却等計画に係るものその他の国土交通省令で定めるものを除く。)が第百六十三条の五十六第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。
- 七 その他基本方針に照らして適切なものであること。